

序 章 松阪市都市計画マスタープランについて

序 章 松阪市都市計画マスタープランについて

序 - 1 松阪市都市計画マスタープラン策定の背景

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展や地球規模の環境問題など社会情勢が大きく変化するなか、個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い都市づくりを進めていくことが求められている。

これまで松阪市では、平成9年3月に旧松阪市、旧嬉野町においてそれぞれ都市計画マスタープランを策定し、計画的に市街地整備や生活基盤整備を進めてきたが、平成17年1月の松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町の合併に伴い、高見山地から伊勢湾まで広がる地域を一体の都市として整備・開発、及び保全を行っていく必要がある。

また、人口減少社会の到来など経済社会の変化や都市の成熟化に対応して、これまでの拡大型の都市づくりからコンパクトな都市構造への転換、安全・安心のまちづくり、市民主体のまちづくりなどへの対応を図っていかねばならない。

松阪市都市計画マスタープラン(以下、本プラン)は、南三重の玄関口である本市が、今後とも地域の発展をリードしていくための計画として、松阪市の都市づくりの課題に対応する各種の方針を、個別・具体的な都市計画、都市整備に反映するための指針となるものである。

序 - 2 松阪市都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も身近な立場にある市町村が、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として策定する都市計画の基本的な方針である。

都市計画法 18 条の 2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

序 - 3 松阪市都市計画マスタープランの位置づけ

本プランは、松阪市自らが定める都市計画の方針であり、松阪市が定める都市計画は、本プランに即するものである。

また、県が策定する「都市計画区域の整備・開発、及び保全の方針（三重県都市マスタープラン）」、松阪市議会の議決を経て定められた松阪市の建設に関する基本構想である「松阪市総合計画」に即したものとするほか、まちづくりに関わる個別の既存計画との整合を図る。

序 - 4 松阪市都市計画マスタープランの役割

1. 具体的な都市の将来像を示す

地域特性をふまえ、市民の意見を反映させながら、都市及び地域レベルで将来のあるべき姿やまちづくりの方針等を明示することによって、都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業への協力・参加を容易にする。

2. 個別の都市計画の調整を図る

本プランに定める将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進する。

3. 都市計画の決定・変更の指針となる

本プランは、都市計画決定・変更の根拠となるものであり、本プランによって示された将来像は、都市計画が決定・変更されるべき方向を示し誘導する指針としての役割を担う。

4. 都市整備の方向性を示す

本プランは、上記の個別の都市計画の調整、決定・変更を踏まえ、将来像を具体化していくための都市整備の方向性を示す方針としての役割を担う。

序 - 5 計画目標年次、対象区域

1. 計画目標年次

本プランの計画目標年次は、平成 37 年（2025 年）とする。

2. 対象区域

本プランの対象区域は、松阪市全域とする。

松阪市都市計画マスタープランの位置づけ・構成内容

